

市営霊園の管理料導入の背景

1 札幌市営霊園の概要

札幌市には、平岸霊園、里塚霊園、手稲平和霊園の3か所の市営霊園があります。



【平岸霊園】

- ・ 開設年:昭和 16 年
- ・ 墓所数:12,599 区画
- ・ 敷地面積:276,939m²



【里塚霊園】

- ・ 開設年:昭和 41 年
- ・ 墓所数:26,574 区画
- ・ 敷地面積:661,997m²



【手稲平和霊園】

- ・ 開設年:昭和 48 年
- ・ 墓所数:2,963 区画
- ・ 敷地面積:78,696m²

これまで市営霊園では使用許可時に、占用部分となる墓所区画の使用に係る使用料と、園路など共用部分の維持管理に係る清掃手数料を使用者からいただき、清掃手数料を原資として造成した基金とその運用益で維持管理を行ってきました。

【これまでの料金】

	墓地使用料	清掃手数料
4m ² の場合	204,800 円 (1m ² あたり 51,200 円)	25,800 円/m ² ×使用面積
16m ² の場合	1,473,600 円(1m ² あたり 92,100 円)	

2 市営霊園の課題

いずれの市営霊園も開設から 50 年以上が経過し、管理事務所や園路が老朽化しています。また、園内のバリアフリー化も進んでおらず、手すりのない階段や段差が多く存在しており、管理事務所の建替えや構築物の修繕などに、今後多額の経費を要すると見込まれています。



手すりのない階段



老朽化した階段



倒れかけた樹木

一方で、長く続く低金利政策などにより、基金の運用益が少なくなっており、近年は基金の原資を取り崩さざるを得ない状況が続いています。現行制度においては、維持管理経費が不足しても追加徴収する仕組みがなく、このまま基金を取り崩し続けると、令和 21 年(2039 年)には基金が枯渇する見通しです。



図-基金の推移

これらの課題に対し、計画的に修繕等を進めて安全かつ快適な墓参環境を整えるとともに、持続可能な運営を行っていくため、墓地使用許可取得後 20 年を経過した区画の利用者の皆様に管理料をご負担いただくことといたしました。

今後の料金制度について

1 管理料について

従前の清掃手数料は廃止し、新たに管理料として、市営霊園において墓地使用開始から一定年数を経過した方及び今後新たに使用を開始する方から徴収します。

管理料の額は、以下(1)～(3)の考え方に基づき札幌市墓地条例に定める額、年間 6,800 円/区画となります。

年間管理料 : 6,800 円/1 区画

いただいた管理料は、今後園路、階段、トイレ、樹木など共用部分の計画的な整備、改修その他の市営霊園の維持管理に充てる経費とします。

(1) 負担いただく経費について

これまで市営霊園の維持管理においては、共用部分の樹木の^{せん}剪定、清掃、除雪等を行うほか、施設・設備が壊れた場合にその都度修繕を行ってききましたが、老朽化による修繕箇所^{せん}の増加や、樹木の繁茂、災害による倒木の伐採等により、その経費が増えています。

今後は、これまで行ってきた維持管理に加え、安全かつ快適に墓参できるよう、老朽化した施設・設備が壊れて使えなくなる前に定期的な修繕を行うことや園内のバリアフリー化工事等を行っていく必要がありますが、これらの計画的な修繕等に係る経費を含めると、向こう 20 年間で約 50 億円かかると予測されます。

こうした共用部分の維持管理に必要な経費(計画的な修繕等に必要な経費を含む。)を、使用者に御負担いただきます。

【維持管理経費の内容(代表例)】

- ・ 園内樹木の剪定、緑地の草刈
- ・ トイレ、水場などの清掃
- ・ 光熱水費
- ・ 園路、管理事務所などの補修、修繕
- ・ 春彼岸前などの除雪
- ・ 供花、骨壺などの片付けなど

(2) 徴収頻度

従前の清掃手数料は、使用許可時に20年分相当を一括で納めていただいておりますが、仮に管理料を20年に1度の徴収とした場合、支払年度の負担が突出して重なることから、お支払いの負担が平準化するよう1年に1回徴収することとし、1回当たり1年分の維持管理経費を勘案して定める額を納めていただきます。

また、1年に1回の徴収とすることで、使用者の転居などをいち早く把握し、必要な手続きを案内するなど、無縁墓等の対策にもつなげてまいります。

(3) 徴収単位

市営霊園の各墓所区画内の清掃・修繕などは、引き続き使用者の責任で行っていただき、市は共用部分の維持管理のみ行っています。

従前の清掃手数料は、使用する区画の面積に応じて徴収していましたが、管理料として御負担いただく共用部分の維持管理経費は、区画の面積に応じて変動する部分が少ないという側面もあり、また今後は将来にわたり皆様に継続して御負担いただくことも考慮し、管理料は全区画共通の料金（区画単位での徴収）とします。

2 滞納対策について

管理料をお支払いいただいている方との公平性の観点から、滞納を防ぐための仕組みが必要です。そのため、札幌市墓地条例で定める墓地の使用許可を取り消すことができる要件に、管理料の滞納を加え、その滞納期間を他都市の事例を参考に3年としています。

3 徴収の開始時期について

令和8年度から管理料をお支払いいただくこととなります。なお、近年の再公募※により使用を開始した方については、使用許可から20年を経過した翌年度から管理料をお支払いいただきます。

※ 再公募：墓じまい等により返還された空区画について次の使用者を募集すること

4 お支払いについて

令和8年度以降、使用者の皆様宛に納入通知書を郵送し、金融機関等でお支払いいただきます。

5 減免措置について

生活保護受給者等の減免措置について、現在検討中です。詳しくは令和8年度以降毎年送付する納入通知書をご覧ください。